

## 第 56 回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 5 月 30 日（月） 16:00～18:35
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 川崎 茂
  - （委 員） 西郷 浩、河井 啓希
  - （専 門 委 員） 岸本 淳平、小針 美和、納口 るり子
  - （審議協力者） 財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県
  - （調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱課長ほか  
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐
  - （事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官  
総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

### 4 議 題 「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について」

#### 5 議事録

○川崎部会長 それでは、まだ少し時間は早いですが、お揃いのようなので開会します。  
ただ今から、第 56 回産業統計部会を開催します。

本日は前回に続きまして、牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更に関する 2 回目の審議ということになります。前回、牛乳乳製品統計調査については一通り議論が終わりまして、農業経営統計調査についても、論点の最初の一部分については前回、少し延長になって恐縮でしたが、議論しました。今日は農業経営統計調査の残りの論点を中心に審議をお願いしたいと考えております。

では、前回部会を都合により欠席されました河井委員が、今回出席いただいておりますので、一言自己紹介をお願いします。

○河井委員 慶應義塾大学の河井と申します。よろしくをお願いします。

○川崎部会長 ありがとうございます。では、皆様どうぞよろしくをお願いします。

本日の部会ですが、18 時までを予定しておりますが、場合によっては若干過ぎる場合もあろうかと思えます。できるだけパンクチュアルに審議を進めたいと思えますが、もし予定がおありの委員、専門委員の方々におかれましては、自由に退席いただいても結構です。

それでは、本日の審議に入ります前に、配布資料について事務局から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第に記載の配布資料と照らし合わせながら、資料の確認をお願いします。

本日の配布資料は、資料1としまして、農業経営統計調査に関して、前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答、それから資料2としまして、審査メモで示しました論点に対する調査実施者の回答、そして、参考資料としまして、事前に皆様方にお送りし、内容を確認いただきました前回部会の議事概要をお配りしております。

なお、前回の部会審議では、牛乳乳製品統計調査についても整理、報告等が求められた事項がありましたが、これにつきましては次回、6月20日に開催予定の第3回目の部会において、農林水産省から説明していただくことにしております。

資料に不足がありましたら、お知らせください。

それでは、本日は始めに、資料1に基づきまして、農業経営統計調査に関して、前回部会で整理、報告等が求められた事項について、調査実施者からの回答を踏まえ、改めて審議をお願いします。

これに続きまして、前回部会で配布しました資料4-1の審査メモ及び本日お配りしております資料2に基づきまして、農業経営統計調査に係る残りの論点について審議をお願いします。

なお、資料2のクリップを外していただきますと、別紙という資料が付いておりますが、これの12ページから28ページにかけて、審議事項の一つとしております農業経営統計調査の集計事項の案を付けております。

一部の集計事項につきましては、次回の部会審議の中で確認いただくこととしておりますが、この資料を御覧いただき、その適否等について事前に検討いただいた上で、もし意見等があります場合には、次回の部会前までに事務局まであらかじめ連絡いただきたいと思いますと考えております。この関係で意見等をお寄せいただく期限などにつきましては、本部会の終わりに改めて事務局から連絡します。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。今お話がありましたとおり、資料1が前回の部会で意見をいただいた点に対しての調査実施者からの回答です。

早速、この資料1につきましては、農林水産省から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料1に基づいて説明します。

指摘は、個別経営体の一戸一法人の中には、外形的に組織法人経営体と差異のないもの、あるいは、その組織法人経営体も会社組織だけではなく、NPO法人など様々な形態の経営体が見られるということで、現在の個別経営体と組織法人経営体を区分して把握する方法を見直す必要がないのか、今後の検討課題となるのではないかという指摘でした。

回答を記載しておりますが、中段から下になりますが、個別経営体、組織法人経営体の中にも様々な経営タイプが見られることについては認識しております。数的には、個別経営体が134万4,287、組織法人経営体が1万9,340ですが、この134万4,287の個別経営体の中で、先ほどの一戸一法人については4,323経営体あるというような状況です。

そういった様々な経営タイプが見られることについては十分認識しておりますが、農業経営体の区分について、農林業センサスなどの構造統計の面での分類方法とも非常に関係が深く、他の統計との整合性や結果の継続性、施策上のニーズ等を含めた検討が必要ではないかと考えているところです。

○川崎部会長 ありがとうございます。個別経営体、そして組織法人経営体の境目のところの非常に紛らわしい部分もあろうかと思えます。そのような趣旨の質問であったかと思いますが、こちらの回答でいかがでしょうか。岸本専門委員、いかがですか。

○岸本専門委員 回答いただき、ありがとうございます。状況としては説明のとおりだと思いますので、より実態に即して、今後担い手が施策の中心だということで、農林水産省においても認識いただいているということですので、是非そこはきちんと、どういう形で担い手の実態があるのかといったことを、正確に捉えられるような形にしていきたいなと思っているところです。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。他にはこの件に関連しまして意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これについては今後も引き続き施策ニーズも含めて、検討していただけるというスタンスだと理解しますので、よろしく申し上げます。それでは、この件は了解いただいたものとします。

続きまして、残りの個別の論点の審議に進ませていただきたいと思います。報告を求める者の変更という事項になります。これは審査メモで申しますと7ページから8ページ目です。順番に進めていきたいと思いますが、審査メモのア、前回部会の資料2のアのところからになりますが、この点につきまして、項目ごとに順番に説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、アの母集団名簿情報の変更ということです。説明を事務局からお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、「ア」の「母集団名簿情報の変更」のところですか。

最新の2015年農林業センサスの情報等が活用可能となったことから、母集団名簿情報を更新することとしております。また、二条大麦、六条大麦などにつきましては、これまで農林業センサスにより集められた情報を基に、関係機関からの聞き取り等により、母集団名簿情報の整備を行っていましたが、平成26年度経営所得安定対策等加入申請者情報の活用が可能であることから、当該情報により母集団名簿情報を整備することについてです。

これについての審査状況です。本調査につきましては、従前から農林業センサスの情報等を母集団名簿情報として5年ごとにその更新を行ってまいり、今回も最新の情報等が活用可能となったことから、更新することとしているものです。

また、二条大麦、六条大麦などにつきましては、平成24年に本調査に統合した品目でありまして、その時の母集団名簿情報の整備の際には、農林水産省の地方組織の職員が対応していましたが、当該職員数が減少している中で対応が困難となってきており、既存のデータを活用した効率的な母集団名簿情報の整備を行うため、行政記録情報であるこの情報を用いることとしたものです。

これにつきましては、新たな母集団名簿情報の更新とともに、当該情報の整備の効率化を図るものであり、おおむね適当であると考えますが、整備する上での基礎となる情報の更新を行うものですので、結果精度の確保等の観点から、経営所得安定対策等加入申請者情報を母集団名簿情報として活用することが適当か検討する必要があると考えており、現状の確認を含め、4つの論点を整理しております。

1点目です。経営所得安定対策等とは、どのような者を対象とした、どのような制度か。

2点目です。経営所得安定対策等加入申請者情報とは、どのようにして集められるどのような情報であり、どのような形で母集団名簿情報の整備に利活用されるのか。また継続して活用可能なものか。

3点目です。経営所得安定対策等加入申請者情報を活用することにより、母集団名簿情報の整備において、従前の方法と比べ、どのようなメリットがあるのか。

4点目です。母集団名簿情報の整備について、従前の方法によるものと経営所得安定対策等加入申請者情報を利用するものを比較した場合、調査対象のカバレッジはどうか。調

査対象の範囲に差異がある場合、統計の継続性や上記 3 を踏まえた費用対効果等の観点から問題がないかです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは農林水産省から回答をお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料 2 を使って説明します。

(2) の報告を求める者の変更ということで、1 点目の論点ですが、経営所得安定対策等とは、どのような者を対象としたどのような制度なのかということです。

まず、その内容ですが、①諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金ということで、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分について補正するという制度です。それから、②農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策という保険的な制度、この 2 つです。

その対象ですが、認定農業者、それから一定の要件を満たす集落営農、認定新規就農者を対象としております。一定の要件を満たす集落営農というものは、下に記載しておりますが、組織の規約を作成しており、共同販売経理を実施している方で、具体的に言うと、担い手を対象としているというところです。

それからもう一つ、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るために、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本格的な生産を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金ということで、これに関しましては、少し小さな規模の農家まで対象としており販売農家、集落営農を対象としています。

別紙 1 を見ていただきますと、先ほど①、②で説明したのが、1 ページ目のゲタ対策、ナラシ対策といったような表現になっておりますが、そういった部分になります。対象品目等もそこに記載してあるような状況です。

別紙の 2 ページ目の、水田活用の直接支払交付金ですが、これは販売農家等も対象になっており、今度新たに取り組んでおりますホールクロップサイレージという、青刈りで飼料として家畜に食べさせる稲、加工用米、あるいは飼料用米、米粉用米などを対象とした制度です。

次に、資料 2 の 2 番目の論点です。同対策の加入申請者情報の収集方法と母集団名簿としての利活用という指摘です。

これについては、経営所得安定対策の農業者からの申請書類の情報を、地域農業再生協議会、これは市町村等ですが、そのほかには、例えば農協や、共済組合、土地改良区、消

費者団体、商工会など地域の農業を再生していくということで、いろんな関係する方々から成っている協議会ですが、そこがデータ入力等を行って、それが農林水産省の地方機関である地方農政局等を経由して、農林水産省本省へ報告されます。

内容的には、経営体の氏名、住所、該当品目の作付面積の情報などが記入されております。そして、情報の活用にあたっては、同対策の申請時に農業者の承諾を得ております。

別紙2を見てください。個人情報の取扱いという形で、「同意する」というところに○を付けていただく用紙になっているのですが、その中の「また」で始まる部分の中段ぐらいにアンダーラインを引いておりますが、「農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等」ということでの使用の理解を得ているところです。

次に、3番目の論点で、そのメリットは何かということです。

その加入申請者情報は政策部局において情報を収集するというので、これまで農林水産省の地方組織の統計担当者が母集団名簿情報の整備を行ってきましたが、その事務負担軽減が図られるということです。

次に4番目の論点です、加入申請者情報に対する調査対象のカバレッジについての指摘です。

農業経営統計調査の調査対象者で見ると、現行の調査対象経営体のうち、ほぼ全ての経営体が同対策等へ加入していることから、母集団構造を反映したものとなっており、統計の継続性は担保されると考えております。

それから、当該情報を有効利用することにより、事務負担軽減が図られ、費用対効果等の観点から見ても問題はないと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。この点につきましていかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○納口専門委員 納口です。資料2の3ページに表がありますが、経営所得安定対策等への加入状況で、なたねのところは調査対象経営体数が80で、うち同対策に加入している経営体数が77とありまして、加入率は96パーセントとなっているのですが、注のところに「なたねについては、今般の調査の見直しによる下限基準（作付面積10a以上）を基に抽出」とあって、多分、そこは聞いているのだと思うのですが、少し意味が分からなかったもので、若干補足していただければありがたいです。

○川崎部会長 いかがでしょうか。納口専門委員の質問ですが。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 それでは、私から回答します。

今般の見直しにおいて、なたねの生産費調査の下限基準を、他の生産費調査と同様に10アール以上に変更しました。従前は5アール以上で取っていたのですが、そこを10アール以上と今回見直させていただいたことで、その基準で抽出して整理したというものです。

○納口専門委員 そうしますと、この80と77の差の3経営体が、今般、下限基準をクリアしなかったところと理解してよろしいのでしょうか。そうではないのですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 いえ、そうではなくて、調査経営体は80ありまして、そのうち、同対策では経営所得安定対策に加入している経営体が77ということです。残りの3経営体が、加入していない状況だということです。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 今回の見直しの10アール以上にすると96パーセントまで上がるのですが、現在の調査対象である5アール以上でみると、シェアがもう少し下がります。やはり小さい規模のところは加入されていないところがありますので。

○納口専門委員 この4パーセントのカバレッジの差は、ほとんど問題ないということですか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい、そう思っております。

○川崎部会長 よろしいですか。

はい、お願いします。

○小針専門委員 今のところで、細かいところの確認で恐縮なのですが、この表は経営所得安定対策等への加入状況となっておりますが、水田の利活用も含めて、なたねはこの状況なのか、水田利活用の方を含めれば、カバレッジが上がるといいますか、この経営所得安定対策等のところには、畑作物の直接支払交付金のなたねに加入しているところと、他はおそらく水田活用の形があると思うので、そちらがもし抜けていて、直接支払のみという形であれば、若干カバレッジが変わると思うのですが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 母集団情報には両方含んでおります。

○小針専門委員 そうですか。

○川崎部会長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

これは母集団情報ですので、全体がきちんとカバーされるということが大切ではありま

すが、今の話のように、なたねの部分については少し下限基準が変わったということで、少し狭くなってはいますが、恐らくこれであれば全体が基本的にはカバーされるという考えであると理解しました。

他に特に意見がないようでしたら、この件につきましては了承いただいたとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは続きまして、次の論点、イの標本設計の変更に進ませていただきたいと思います。それでは、説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 次に、審査メモ8ページの「イ」の「標本設計の変更」についてです。新たに追加する組織法人経営体の農産物生産費統計に係る標本設計を行うとともに、母集団構造の変化や統計ニーズ等を踏まえ、一部の統計について規模階層区分の変更や目標精度の変更等、標本設計の見直しを行うことについてです。

これについての審査状況です。各統計について母集団構造の変化や統計ニーズ等を踏まえた標本設計の見直しを行い、標本数を表2のとおり変更することとしております。具体的には、本調査全体としましては、9,447経営体から8,640経営体と、807経営体減少することとしております。

その内訳ですが、営農類型別経営統計では、集落営農型任意組織経営体の211経営体が0（ゼロ）となる一方、個別経営体や組織法人経営体にも増減がありますので、全体では5,110経営体から4,626経営体と、484経営体減少することとしております。

また、生産費統計の方では、組織法人経営体が新たに123経営体増加しますが、個別経営体は減少しますので、全体では4,337経営体から4,014経営体と、323経営体減少します。

これについては、利活用等を踏まえ、必要かつ十分な標本設計となっているか検討する必要が有ると考えておきまして、現状の確認を含め、5つの論点を整理しております。

まず1点目です。新たに追加する組織法人経営体の農産物生産費統計に係る標本設計を含め、今回調査の標本設計の考え方について説明願いたい。

2点目です。今回の標本設計において、全体の目標精度に係る変更状況はどのようになっているのか。また、どのような考え方に基づいて設定しているのか。今回変更しても利活用面での支障はないのか。

3点目です。その一方で、個別経営体の営農類型別経営統計における「花き」など、目

標精度でなく、目標標本数を設定しているものが見られます。どのような品目がどのような考え方により設定されているのか。また、これらの実績精度はどのようになっているのか。

4点目です。今回調査で変更する規模階層区分は、どのような考えにより、どのような変更を行うのか。また、当該変更理由としている母集団構造の変化や新たな統計ニーズ等とは具体的にどのようなものか。設定する規模階層区分は適切か。

5点目です。本調査は、5年ごとの農林業センサスの結果公表に合わせて標本抽出を行っており、調査対象者は原則として5年間固定しております。今回も従前と同様、標本抽出に従い、全ての標本を入れ替えることとなる中で、標本替えの前後で主要な統計に断層等は生じていないか。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料2の4ページになります。今回の標本設計の考え方については、1の①農林業センサス、それから、集落営農実態調査等により集められた情報を母集団として、②農産物の販売を目的とする農業経営体を対象に、③農業経営体・規模の違いにより、個別経営体と組織法人経営体に区分して行っております。

目標精度、標準誤差と言ったら良いのかもしれませんが、それと、目標標本数については、政策部局との調整により決定した重要度に応じて、1経営体当たりの農業粗収益等を指標とした目標精度等を設定し、それぞれ標本数を決定しています。

それぞれ表が2つありますが、営農類型別統計における目標精度、標本数について、個別経営体、組織法人経営体別に、部門ごとに整理しています。

それで、目標精度の括弧の部分、括弧で50、40、30と示しているものは、精度の設定はしておらず、目標標本数を設定しているところです。

右側のページの生産費統計につきましては、個別経営体と、今回新たに実施主体とする組織法人経営体について設定しています。

標本数については、全国あるいは北海道と都府県に分けて、経営規模別に配分しまして、各階層の都道府県ごとの母集団の大きさに応じて比例配分して、都道府県別の標本数を決定しています。

論点2の目標精度の変更状況と利活用面での支障についてということです。

表は営農類型別経営統計と生産費統計ということで、左が現行、右が見直し後です、網かけになっている部分に変更箇所です。

7ページの個別経営体に関しては、営農類型別経営統計、米生産費及び牛乳生産費においては、農産物の価格決定に直接的に利用されてきたことから、高い目標精度を維持し、調査を行っています。

一方で、近年、経営規模の拡大や農業経営の法人化が進展してきており、調査結果の利活用面では、価格算定の直接的な利用から所得政策への間接的な利用に変更になってきたことを踏まえて、組織法人経営体の生産費統計を新設する一方で、調査対象の負担軽減と予算及び人的リソースの減少への対応を図るため、目標精度を見直し、必要標本数の削減を行うこととしました。

目標精度の変更にあたっては、施策転換の経緯を踏まえ、省内関係部局と十分な協議を行った上で見直したもので、利活用面の支障はないと考えております。

組織法人経営体ですが、水田作及び新たに作成する農産物生産費統計については、目標精度を設定しておりますが、他の営農類型については母集団が小さく、抽出率が非常に高くなるなどの理由から、目標標本数を設定しています。

次に3番目の論点で8ページになります。目標標本数の場合の考え方ですが、標本設計を行うにあたっては、施策的な重要度や利活用状況を考慮しながら、省内関係部局と調整の上で設定しています。

個別経営体の花き作、あるいは、採卵養鶏及びブロイラー養鶏については、その利活用状況を踏まえ、それぞれ50経営体を目標標本数として定めております。その他経営についても、個別経営体の全平均の数字を作る、あるいは主・副業別の経営形態ごとの経営状況の分析等が可能となるよう、露地花き作等の経営体と同様、50経営体を目標標本数としています。

下の表に実績精度も参考までに載せておりますが、全体的には低いものもあるということです。

4番目の論点で、規模階層区分の変更の理由ということです。

営農類型別経営統計及び米の生産費統計（個別経営）については、大規模経営体の実態を詳細に把握するため、大規模階層区分を細分化したいということです。それから、なたね、そばの生産費統計（個別経営）については、下限基準を作付面積5アール以上から10

アール以上に変更することに伴い、下位階層区分を統合するという事で、下の方に整理しております。

水田作、畑作、野菜作の、それぞれ一番上の階層について分割しております。また、生産費統計の米につきましては、上の階層を3分割しています。そば、なたねは下位階層の統合を図っています。

10 ページにですが、①大規模階層区分を細分化する背景としては、食料・農業・農村基本計画において、担い手の農地利用面積の割合が今後10年間で全農地面積の8割となる農業構造の確立を目指して、農地中間管理機構を活用して、担い手への集積・集約化を推進するということがあります。

それから、日本再興戦略の中では、今後10年間で担い手の米の生産コストを、現状全国平均比で4割削減するという成果目標が立てられております。

政策担当部局では、大規模経営体の詳細な把握がこういったことから必要となっており、また一方で、農林業センサスの結果を見ても、大規模階層の母集団は拡大していることから、大規模階層を細分化しても利用に対応できる標本数は確保可能と考えております。

母集団の変化については下の方に載せておりますが、水田作経営の20ヘクタール以上で816増加しておりますが、それぞれ2015年農林業センサスでの4,083の経営体を2つの区分に分けると、それぞれ2,776経営体と1,307経営体になっているという状況です。

畑作経営、露地野菜作経営、米生産費統計の個別経営について母集団の整理をしたものは、そこにあるとおりです。

それから、②の下位階層区分を統合するという部分です。なたね、そばの生産費統計については、経営所得安定対策のうち、畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付金単価算定に利用されておまして、この算定には作付面積10アール以上の経営体の生産費が用いられております。

そういったところで、交付金単価算定に用いられるデータとの整合性を図るため、今回の見直しにおいて、作付面積10アール以上の経営体を対象とするとともに、利活用の実態を踏まえて、0.2ヘクタール未満及び0.2から0.5ヘクタールの規模階層区分を0.5ヘクタール未満に統合するという事です。

次のページに移りますが、5番目の論点です。5年ごとの標本替えで調査結果に断層が生じていないかという指摘です。

まず、本調査については、農林業センサスの結果に基づいて5年ごとに標本を無作為に

抽出しているということ、また、調査票は職員等が年間を通して調査対象経営体を訪問するなどの方法により回収していることから、回収率は98.4パーセントということで極めて高いものとなっております。

こうしたことから、本調査における標本配置や集計結果は、特定の規模階層や特定の地域等に偏ったものとはなっておらず、標本の構造変化は母集団の構造変化を反映しているものと考えております。

加えて、毎年、経営収支の検証を生産統計、物価統計等により、経営耕地面積、家畜飼養頭羽数等の生産構造面の検証は農業構造統計や、畜産統計により行い、妥当な検証結果が得られていることから、選定前後において断層や偏りが生じているとは認識しておりません。

別紙3を見てください。4つの表とグラフになっておりますが、まず6ページは、営農類型別の調査結果と他統計等との比較で、調査結果は10アール当たりの稲作の収入で、他統計としては価格と量を乗じるという形をとっておりそういった検証などをしております。相対取引価格を利用して、10アール当たりの収量、これについては作物統計です。

そういった形で掛け算をして、検証の動向をグラフに表わしたのが下の図です。若干差が出ている部分がありますが、表の下の注を見ていただければと思います。相対取引価格には運賃及び包装代が含まれていることなどから、他統計等の③の部分になりますが、調査結果の値よりも高い水準となっているというところです。

そういったような形で、グラフを見ていただくと分かるのですが、同じような動向も示しているという状況です。

その下の2番の方の米生産費についても、ほぼ同様の状況です。

右側の3番、4番は、今度は酪農の部門になります。酪農の部門に関しては、1頭当たりの生乳収入について、生乳価格と1頭当たりの乳量を掛けまして金額を出しているという状況です。そういった形で1頭当たりの主産物価額と比較していきますと、かなり近似したものになっていると考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは意見、質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。それでは、河井委員、お願いします。

○河井委員 1点だけ質問したいと思います。最後に参照していただいた別紙3の1番と2番については、差が出ている理由というのが注に書かれているのですが、3番も多分シ

ステマティックな誤差だと思うのですが、10パーセントぐらい差があるような気がするのです。何か差がある根拠みたいなものがあれば教えていただきたいのですが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 この理由については、今のところ考えたところ、どうしてかは、はっきりと私どもは掴めておりません。ただ、どうしてもそれぞれの統計の性格というものがやはり出てしまうのではないかとと思っています。

価格は、農業物価統計、乳量は牛乳乳製品統計を使っております。やはり違う統計同士を掛け合わせてきた数字になりますので、若干差が発生しているものと思っております。ただ傾向としては、そんな大きな問題はないのではないかなと思っています。生産費統計の方が非常に近似した数値にはなっております。

○川崎部会長 よろしいですか。これについては、他統計で把握している段階や概念が違うから、ある意味差があっても当然というような、元々の概念上の違いということはないですか。もし、どちらかの生産費を使えと言われたら、やはり生産費統計の方を農林水産省としてはお使いになるということでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 生産費統計の方が直接的に価格算定関係に使われておりますし、目標としている精度も高いので、当然そのような結果が出ているのかなと思うところです。

○川崎部会長 分かりました。

他にも質問、意見があるかもしれませんが、お考えいただいている間に少し、この説明について特に異論があるということではないのですが、表の見方や説明について一瞬迷うところがあったので、念のためお尋ねしたいと思います。例えば、資料の4ページに営農類型別経営統計における目標精度と標本数という表があります。この表の真ん中の列に目標精度というのがずらっと縦に数字が書いてあるのですが、目標精度というものは先ほど説明にあったように、標準誤差率のパーセントを表しているということですよ。

そこまでは分かったのですが、ここの括弧のところに目標標本数と書いており、この言葉は必要ないのではないかと思うのです。ここに目標標本数と書かれていることに何か意味があるのでしょうか。これがあることによって、この表の意味は何だろうかとしばらく考えて、しかも標準誤差率をパーセントで表しているのに記載していないものですから、よく意味が分からなかったのです。

実は同じことが、農林水産省のホームページに出ている同様の表でも目標精度だけ書いてあって、それで括弧で目標標本数と記載してあるものですから、これは標本数を記載し

ているのかな、それとも精度を記載しているのかなと、分かりにくくなってくるところがあるのです。こういう書き方をされている意図は何かあるのでしょうか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 特に深い意味はないのですが、目標精度が営農ごとに並ぶときに、精度を定めていない営農が空欄になってしまうので、便宜的に括弧書きで目標標本数を記載しているのですが、誤解を招くというのであれば、今後、この辺りの表記の仕方を考えたいと思います。

○川崎部会長 私が誤解したのかもしれないのですが、この右側に標本数と記載してあり、これが目標標本数なのかなと思ったのですが、そうではないのですか。そうであるなら、この右側だけ目標標本数と記載していただいたら済むような気がします。紛らわしい表現がない方がかえって良いのではないかと思います。これは統計委員会あるいは部会向けの資料なのですが、対外的に公表する資料としては、分かりやすく表示していただいた方が良いかと思ったのです。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 分かりました。検討します。

○川崎部会長 細かい点ですが、お願いします。

他に何か質問、意見等ありますでしょうか。

○西郷委員 ある項目に関しては、目標精度が定められていて、別の項目に関しては、サンプルサイズの方が目標として定められている。その使い分けはいかにかということが、説明にはあったのですが、例えば、少し話を明確にするために、あえてXとかYとかいう話をしますが、サンプルサイズを決めるときには、過去の統計データを使ってサンプルサイズの設計をするわけで、それをXと言うとします。

実際に精度というものは、これから調査するYとの関係で決まってくることになるので、もしそのXとYの関係が非常に深くて、例えば、比例関係が強いとか、相関が強いとかいうことであれば、Yについての目標精度を定めるに当たって、Xを使うということは、十分合理的なことになる訳ですね。

それに対して、XとYとがあまり関係がないというか、相関が非常に弱いということであれば、一生懸命Xで標本設計して目標精度を定めても、Yの精度が上がるかということ、そういうものではない訳ですよ。

ですから、XとYとの関係が強い場合には目標精度を定めて、プレジジョンという意味の精度の方からサンプルサイズを定める。そうでない場合には、むしろサンプルサイズの

方を重視し、Xで幾らサンプルサイズを決めたとしてもあまり効果がないので、こちらに関してはサンプルサイズをむしろ決める形にしますと、そういう整理もあり得るのかなと思ったのですが。現行の整理でそのような説明ができるかどうか分からないのですが、例えば、花きなどは、時と場合によって値段が全然変わるようなものなので、多分、今行われているように、サンプルサイズをむしろ決めるというやりの方が賢明なのかなと、何かそんな印象だったのです。何かそういう整理ができないものでしょうかというのが質問です。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 私どもとしては、今指摘いただいたようなことは、総務省と協議しながら、そういった形で今後説明していくということもあるのかなとは、今指摘を受けて思ったところです。

○川崎部会長 私も今の西郷委員の話を聞きながら、直感的には確かにそのように理解した方が分かりやすいなという気もするので、これからの説明ぶりのアドバイスと受け止めていただいたら良いのかなと思います。是非その辺りのところ、検討をよろしく願います。これ自体は、私自身そんなに疑問を持っているということではないので。

他にはいかがでしょうか。どうぞ。納口専門委員、お願いします。

○納口専門委員 納口です。資料2の12ページについて、少し教えていただきたいのですが、5番のところの回答に、調査票は職員等が年間を通して調査対象経営体を訪問するなどの方法により回収しているので、回収率は極めて高いということを記載してあります。以前から統計にかかる職員が、特に地方職員は非常に減らされていると言われていて、それでも農業経営統計調査の回収率はあまり変わっていないということなのですか。ここと直接関係ないのですが、精度に問題があるようなことはないのか、教えてください。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 政策部局とも十分協議を行い目標精度を検討しつつ、ある程度重点化を図り、標本数を減らしてきたという経緯があります。

そういった意味でいくと、今いる職員で何とかこれまでの精度は、内容的な、標本誤差ではなくて、非標本誤差といったような部分になるかもしれませんが、調査誤差の部分では、そういったところはこれまでとできるだけ変わらないようにということは、保っているのではないかとはいっているところです。

最近、専門調査員を導入しました。そこにつきましても、どういうふうに工夫していくのかということで、いろんな研修をしながら、職員と変わりのない対応ができるようにと

いうことを考えている状況です。

○納口専門委員 私の実家もこの調査の被対象者なのですが、父が、最近職員の人あまり来ないと言っていたものですから、多分現場では大変苦勞があるのだろうなと思って質問しました。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。生の現場の声をいただきまして、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。どうぞ、岸本専門委員。

○岸本専門委員 営農類型の規模階層区分の変更のところですが、9ページ、10ページで、母集団の変化とともに説明していただけていますが、階層ごとの標本数はどういう状況になっているか、教えていただけますか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 すみません。第1回目の部会でお配りした資料の中に、参考というものがあつたかと思ひます。「標本設計について」という資料があつたかと思ひます。153 ページにあります。こちらに、今回最新の母集団による標本数、それから現行の標本数という形で一覧で整理してありますので、こちらを見ていただければ、階層ごとの標本数も分かると思ひております。

○岸本専門委員 分かりました。ありがとうございます。それで、今回はこういう階層でということだと思ひのですが、この先のことを少し考えたときに、おそらく個別経営体でも10ヘクタール以下のところ、まだまだ母集団としては数が多いのですが、増減を見ますと、小さいところについてはどんどん減っているという状況が見えている中で、どこまでここを取り続けていくのかなというのが、素朴な疑問として湧いているところではあります。

特に法人という訳ではなく、個人であっても、今、面積規模、特に水田経営で見ると、30ヘクタール以上というところにどんどんシフトしていくのが見られる状況でもありますので、その辺りは方向性を今のうちからある程度想定して動いていく必要があるのではないか、少し検討しておく必要があるのではないかということをコメントします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 これまでも、標本設計としては小さい規模のところの抽出率を下げ、規模の大きなところの抽出率を上げるという形で、政策の面、あるいは実態に合わせて対応してきたところがあります。

今後もそういったところをどうするかということはあると思いますが、一方で、いろんな政策に対する考え方もあり、小さい規模のところを全く取らなくても良いのかというような指摘もあり、そこはどれぐらいの規模別の抽出率にしていくのかということも、精度的な部

分も階層別を見ながら、状況に合わせて対応していきたいと思っているところです。

○川崎部会長 よろしいですか。

○岸本専門委員 はい。

○川崎部会長 今回の質問に付随して、私も分かった気がしていたものの、少し分かっていないのだなということに気が付いたので、そういう意味での質問なのですが、同じ作物でも規模別で抽出率は違うのですか。それとも規模別で同じなのですか。どこで抽出率をどのように変えてあるのか、この資料のみではよく分からないのですが。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 規模別に異なります。

○川崎部会長 そうですか。それはどこを見たら分かるのですか。今の表がそれなのですか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 申し訳ありません、そこまでは整理しておりません。

○川崎部会長 要するに、大きいところの抽出率は高く、小さいところを低くしてあるということですか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい、そうです。

○川崎部会長 なるほど、分かりました。

○関農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 最適配分を行っていますので、結果的に小さいところは抽出率が低くなります。

○川崎部会長 そうですね、分かりました。どの規模でどれぐらい対象とするのが良いのかということは、最適配分を行っているということですね。分かりました。ありがとうございました。

どうぞ、小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 説明ありがとうございました。おそらく担当部局とも相談の上ということなので、例えば、米の生産費の目標精度を1.2から2.0と、標本数を減らすということについても、それでもある程度、今回目標としている米のコスト削減のためのデータを出すには、利用可能だという判断があったというように思うのですが、やはりこのサンプル数が、30ヘクタール以上になると、数として15ぐらいになってしまうのを見ると、もう少し数があっても良かったのかなという感じもあります。政策目標を確認するために使っていくという部分もあるので、このサンプル数にすることに決めた理由を、少し説明いただければと思います。

○川崎部会長 いかがでしょうか。私がそれにお答えするのも変なのですが、私はこのようにこの標本の配分を理解しているので、もしどなたか他にも農林水産省も含めて、私の理解が合っているかどうか、確かめさせていただけたらと思います。これは生産費ですとか、あるいは農業収益の1戸当たりの平均値を出している訳ですよ。そうすると、平均値がばらついていない限りにおいては、極端なことを言えば、標本の大きさはものすごく小さくても、精度は高いことになる訳ですよ。

だから、標本の数が大きいか小さいかということ自体と、もう一つは、対象の集団のばらつきが平均値とか1戸当たりで、あるいは生産費の単価がどれだけ高いか低い、ばらついているかどうかということで、この値の精度が決まることになるので、その意味では、先ほどの最適配分で分散を考慮した上で配分されているのであれば、いわば分散に応じてオートマチックにこの表の大きさが決まるのでしょうか。見かけ上の標本の大きさが少ないからといって、目標とする推計値である1戸当たりの農業収益とか、あるいは生産費というものは、おそらく直感的にはそんなにばらついていないと思います。だから、このサンプル数で大丈夫と判断されたのかなと私は理解しました。農林水産省でもないのに私がそんなことを言うのも言い過ぎなのかもしれないのですが、理屈はそういうことかなと思うのです。

○関農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 ご認識のとおりです。

○川崎部会長 私も最初にこの説明を聞いたときに、総額を推計するという前提で話を聞いているうちに、だんだんと精度の問題が気になってきました。平均値を推計するとなると、平均値というものは多分そんなにばらつかない指標、1戸当たりの数字となると、そんなにばらつかないことが多いと思いますので、そういう意味では、案外、標本の数小さくても、精度はそんなに悪くならないというのが経験的にあり得るかと思うのですが、いかがでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そう思っておりますが、おそらく、小針専門委員会のご指摘は、個別の組み替え集計を想定すると、もっと上の規模の標本数が必要ではないかということかと思いますが、全国平均値を求めるために必要な階層別標本数を見るとそういったような数になります。今回、都府県で1.0から2.0に精度を下げましたので、そこのところは政策部局にも理解はいただいたというところですよ。

○川崎部会長 恐らくこれまでの議論からすると、特に分布の端の辺り、階層の大きい方や小さい方の端の辺りが、分析の時には丁寧に行う必要が出てくるでしょうから、分析に

困らないように、十分標本を割り当てる配慮が欲しいですねという趣旨が、今の小針専門委員の発言かと思います。これは全体の標本のスキームを一定の最適配分で行っていくときに、そこをどれだけ調整できるかという問題もあろうかと思います。その範囲内で、無理のない対応でということが限界だと思うので、今後またいろいろな見直しを行うときに、そういった視点も織り込んでいただくということなのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

意見ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

それでは、標本設計の変更につきましては、いろいろ意見等もいただきましたが、基本的にはこの変更について了承いただけたものと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、これについては了承いただいたものとさせていただきます。

それでは続きまして、「(3) 報告を求める事項の変更」の最初の項目に進ませていただきたいと思えます。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモの9ページの「(3) 報告を求める事項の変更」についてです。恐れ入りますが、少し説明が長くなります。

まず、アの調査票、組織法人経営体の農産物生産費統計用の経営台帳の新設、新たな調査票の新設についてです。

本調査のうち生産費を把握する調査については、従前、個別経営体のみを調査対象としておりましたが、日本再興戦略等において、米、小麦及び大豆の生産コストの削減が求められていることから、組織法人経営体を対象として、これらの品目の生産費を把握する調査票を新設することについてです。また、これに伴い、従前の調査票の名称を変更することとしております。

これについての審査状況です。最初に、経営台帳の新設関係です。日本再興戦略において、米の生産コストに係る成果目標が設定されまして、その進捗状況を毎年把握することとされております。

また、食料・農業・農村基本計画において、小麦及び大豆については戦略作物と位置付けられ、生産性を向上させ本作化を推進することとされております。それから、産業競争力会議においても、転作作物の一層の生産費向上に向けた取組の推進について議論されるなど、小麦及び大豆の生産コストの削減に係る関心が高まっております。

このような中で、米、小麦及び大豆については、生産コストの削減に向けた実態把握の

ためは、組織法人経営体におけるこれらの品目の生産費を把握する必要があるとして、調査対象に追加するものです。

なお、組織法人経営体に係る米、小麦及び大豆の生産費については、一般統計調査であるなたね、そば等生産費調査における把握を平成 24 年に本調査に統合した際に廃止しましたが、今回改めて本調査において把握することとしているものです。

これにつきましては、新たな統計ニーズに対応するために調査票を新設するものであることから、おおむね適当であると考えますが、調査の目的等の観点から、当該調査票を新設する妥当性等について検討する必要があります。

次に、新設する組織法人経営体の調査票である経営台帳の調査事項関係です。調査事項については、個別経営体の経営台帳における生産費統計に係る事項をベースとして作成しております。これらに対比・整理したものが、クリップを外していただきますと、別添 3 というのがありますが、審査メモの 35 ページから掲載しています。

最初に、①の関係ですが、審査メモの 35 ページに 1 として土地、37 ページに 2 としまして、建物及び自動車・農機具、それから、39 ページに 3 として、借入金について、それぞれ新設の変更案を掲載しています。

参考ということで、それぞれ枠の下に、現行の個別経営体用の経営台帳の調査事項を掲載しておりますが、ほぼ同様の事項を把握するものとなっております。

それから、審査メモの 35 ページの裏面の 36 ページのように、新設の変更案を掲載しているそれぞれの裏面には、なたね、そば等生産費調査のそれぞれの関係する調査事項を、抜粋する形で併せて掲載しております。

それから、審査メモの 41 ページを御覧いただきますと、4 の調査客体概況の新設の変更案を掲載しておりますが、組織法人経営体の（1）の主要指標及び作柄から（5）の米生産費統計関連項目の調査事項を設定しております。

このうち（5）の調査事項につきましては、今回の個別経営体用の経営台帳においても把握し、同一の調査事項を設けることとしており、これについては別途論点を設けることとしておりますので、後ほど審議いただくこととしております。

恐れ入りますが、審査メモの 10 ページにお戻りいただきまして、以上のとおり、組織法人経営体に係る農産物生産費を把握する上でも必要性が認められることから、おおむね適当であると考えますが、利活用や報告者負担等の観点から、把握内容の妥当性等について検討する必要があります。

このようなことを踏まえまして、現状の確認を含め、4つの論点を整理しております。

1点目です。日本再興戦略における米の生産コスト削減目標の対象とされている「担い手」とは、具体的にどのような者を指しているのか。

2点目です。本調査において従前から個別経営体を対象として把握している生産費と、今回新たに組織法人経営体を対象に把握することとしている生産費との関係で、調査内容面での類似点や相違点について説明願いたい。

組織法人経営体の農産物生産費統計から得られるどのような情報が生産コストの削減の検討に資すると考えているのか。また、どのような統計表を想定しているのか。

3点目です。なたね、そば等生産費調査と本調査との計画に関し、以下について説明願いたい。

①として、なたね、そば等生産費調査の概要について説明願いたい。また、調査内容面において、今回調査の間での類似点や相違点について説明願いたい。

②としまして、平成23年7月の前回答申において、なたね、そば等生産費調査のうち、個別経営体に係る生産費を把握する部分を本調査に統合する一方で、組織法人経営体に係る生産費を把握する部分について中止した理由は何か。

4点目です。利活用、報告者負担、組織法人経営体における把握可能性の観点から見て、今回調査における調査対象、品目、調査内容の設定は適切か。

以上です。

○川崎部会長 では、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料2の13ページになります。

まず、1の日本再興戦略における米の生産コスト削減目標の対象とされている「担い手」とはということです。

回答を2つに分けており、個別経営と組織法人経営ということになっております。

個別経営ですが、認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業の所得と同等となる個別経営体ということです。

認定農業者については、注の1のところにありますが、農業経営基盤強化促進法の第12条第1項の規定に基づいて、経営の改善計画を作成して市町村の認定を受けた農業者をいうということです。市町村が認定を行うこととなっています。

それから、1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業の所得と同等という部分です。これも注の3番目、一番下に記載しております。同じ強化促進法に基づき市町村が定める基

本構想において、主たる従事者1人当たりの年間農業所得の目標を、市町村ごとに地域における他産業従事者の所得を参考に設定しているものを言っておりまして、おおむね350万円から600万円程度となっているところです。

そして次、組織法人経営ですが、米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体を指しております。

次のページ、14ページになりますが、次の論点が、個別と組織の生産費の類似点、あるいは相違点、それから活用の内容と統計表の内容ということです。

個別、組織、同じ生産コストを把握するものであり、調査内容についても個別経営体で把握する内容を基本に設定しております。

ただ、相違している点として、①、②を整理しております。

①構成員数等、それから設立年次等ということで、組織法人経営体の基本的な概況を把握するために、これらを設定しているところです。

それから、②調査作物の受託状況別面積ということで、組織法人経営体は個別経営体に比べて作業受託が多いという特徴があります。そういったことで、生産コストを的確に把握するための負担割合の確認や、農機具等の効率的な利用によるコスト低減効果等の分析としての利用を想定しております。

表を見ていただきますと、農業粗収益の中で農作業受託収入のところ、個別経営と一番右の組織法人経営では、個別経営では2.4パーセントのシェア、それから、組織法人では10.0パーセントという状況です。

それから、利用については全体のコストを把握するというの他に、内訳である肥料費、農業薬剤費、農機具費、労働費等の費目別の構成割合や、時系列に見た増減率等から各費目の増減要因等を分析して、コスト削減の対象費目、方法等の検討に利用されるということ、大規模化した際の生産コストの実態について、現在よりきめ細かく分析することが可能になると考えております。

統計表は別紙7-9を見ていただければと思います。

15ページになります。3番目の論点ですが、なたね、そば等生産費調査の概要と、その組織法人経営体の調査の中止の理由、それから、今回の調査の新たな項目把握の理由ということです。

まず1点目として、なたね、そば等生産費調査は、農業者戸別所得補償制度の制度設計に資することを目的に、生産費を把握していなかった品目を対象として、平成21年産から

急遽実施したものです。

この際、制度の具体的設計が明確ではなかったことから、主要品目について、個別経営体とは別に、組織法人経営体の米、小麦、大豆を対象とする調査を組み入れて把握することとしたということです。

その下に、戸別所得補償制度について整理しております。これは民主党政権時代の制度ですが、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するという考え方で、平成 23 年度から 24 年度に実施したものです。

それから、個別経営体の生産費結果が活用され、組織法人経営体に関するデータの利活用がなかったということで、なたね、そば等生産費調査のうち、組織法人経営体を対象とする調査については中止したということです。

それから、なたね、そば等生産費調査は、制度設計に資するために急遽実施したものであり、調査項目も制度設計に必要な項目に限定したものとなっております。

近年では、組織法人経営体の経営体数が増加しており、基本計画においても法人化を推進するとされておりまして、主要品目の生産コストの削減が求められていることから、個別経営体に加えて、組織法人経営体の米、小麦、大豆を対象とした生産費を把握することとしたところです。

本調査については、コスト低減に向けた実態把握と対策等の検討に資するため、労働力や農機具などの適正配分による効率的な生産体系の検討に必要な情報として、構成員数等、設立年次及び調査作物の受託状況別面積を把握することとしました。

それから、利活用、報告者負担、組織法人経営体における把握可能性の観点から見て、今回における品目、調査内容の設定は適切かということですが、米、小麦及び大豆といった施策的に重要な品目に限定して把握しており報告者負担の観点からも必要最小限の範囲にとどめていると考えております。

それから、個別経営体の調査事項と類似しているということ、過去、一般統計調査により実施した経緯があることもあって、調査内容の設定は適切であり、過去の経験とノウハウを生かした調査の実施が可能と考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、質問、意見等がありましたらお願いします。いかがでしょうか。なかなか大きな事項の新設ということですが、小針専門委員、

何かありますか。

○小針専門委員 説明ありがとうございます。基本的にまず、この新設をすることに関しては反対ではなく、必要なことで、良いことだと思います。

1つだけ確認させていただきたいのが、なたね、そば等生産費調査との関連で、少し状況を説明いただければと思うのですが、実際に使われたのも個別経営体の生産費結果であったということは、実質使っていたものがそちらの方であったということなのか、そば、なたねを作っている者が、個別経営体の方が組織経営体よりも多いためなのか、その事実関係がどちらなのかなと思ひまして。

というのは、その実態、例えば、そばであったり、なたねを実際に販売用に作っているのは、集落営農であったり組織化された法人、そういう生産者の方が多いという感覚がありまして、ここの説明で個別経営体のみにするのか、組織経営体も取るのかというところも含めて、少し違和感を覚えるところがありましたので、その点について説明をいただければと思います。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 結果として制度設計に使えるデータとして、個別経営体の結果のみが使われたということでありまして、組織の生産費は調査したのですが、結果として、この制度設計には使えなかったということです。

○川崎部会長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

それでは、他に意見等がないようでしたら、調査票の新設につきましては了解いただいたとしてよろしいでしょうか。

それでは、了解いただいたということとします。ありがとうございました。

それでは続きまして、イの営農類型別経営統計の関係の調査事項の変更ということで、佐藤調査官、お願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモの11ページ、イの営農類型別経営統計における指定部門の削減・廃止及びこれに伴う調査事項の変更についてです。

本調査は、従前、営農類型の農業収入に占める割合の高い生産物を指定部門として設定しまして、当該営農類型とともに各部門における経営収支等を公表してきましたが、報告者負担の軽減等の観点から、以下の3つの基準により、指定部門を削除・廃止することとしております。

①としまして、生産費統計の対象品目と重複する品目を削減。②としまして、露地野菜

作経営及び施設野菜作経営においては野菜生産出荷安定法、果樹作経営においては果樹農業振興特別措置法で指定されている品目以外を削減。③としまして、農業収入のほとんどが当該営農類型名と同一の指定部門の収入である品目を削減。

また、これに伴い、組織法人経営体（営農類型別経営統計用）の経営台帳において部門別の把握を廃止するなど、所要の変更を行うこととしております。

これらを踏まえた現行と変更案につきましては、別添4ということで、この審査メモのまた別とじ、審査メモの43ページ以降ですが、例えば、43ページの（ア）の貸借対照表－建物・構築物及び自動車・農機具から、47ページの（オ）の現物在庫－農業生産資材まで、現行と変更案について掲載しております。

恐れ入ります。審査メモの11ページに戻りまして、これについての審査状況です。

本調査は、営農類型別に経営全体を把握する経営統計調査と、農畜産物の一定単位の生産費を把握する生産費調査から構成されております。

12ページの方に入りますが、このうち、経営統計調査における指定部門は、当該営農類型における主となる生産物に係る経営収支の分析等に資することを目的として設けるものです。具体的には、経営統計調査の営農類型の対象経営体ごとに指定部門を設定し、当該指定部門の経営収支に係る情報を把握し、営農類型別経営統計を作成してきました。

その一方で、生産費調査の対象経営体から対象品目の生産に投入した費用等を把握し、品目別の生産費統計を作成してきました。

このような中で、指定部門として把握している情報と、対象品目に係る生産費として把握している情報との間に重複等があるとして、報告者負担の軽減の観点から、先ほどの3つの基準を設け、削減するものです。

また、組織法人経営体については、先ほど審議いただきましたアのとおり、農産物生産費統計用の経営台帳の新設によりまして、指定部門の設定を廃止することから、営農類型別経営統計用の経営台帳における部門別の把握を廃止するなど、所要の変更を行うこととしております。

これらにつきましては、経営統計調査と生産費調査の対象品目に係る重複を排除し、報告者負担の軽減に資するものであり、おおむね適当であると考えますが、利活用状況や統計ニーズ等との関係から、当該変更の妥当性等について検討する必要があり、現状の確認を含め、3つの論点を整理しております。

1点目です。指定部門とはどのような考えで設定されたものであり、調査結果は具体的

にどのような形で分析等に利活用されたか。

2点目です。指定部門の削減及び廃止に際しての3つの基準に関し、具体的な内容について説明願いたい。その際、以下の点について留意し、説明願いたい。

①としまして、組織法人経営体について、これまで営農類型別経営統計の中で部門別に把握してきた事項は、農産物生産費統計により継続的に把握されるのか。

②としまして、野菜生産出荷安定法や果樹農業振興特別措置法で指定されている品目にはどのようなものがあり、これらについて部門別に把握し、どのような分析等を行っているのか。

3点目です。今回の見直しによって、今後公表しなくなる統計表について、統計の継続性や利活用等との関係で支障はないか。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。では、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料2の18ページになります。

まず1点目の論点、指定部門の設定の考え方と結果の利用ということです。

平成16年に調査の見直しを行っており、従来、下の注にあります、農業経営動向統計、あるいは農業経営部門別統計という形で調査してきましたが、通常、複数作物の生産等が一般的に行われている経営、言ってみれば、田を持っていれば、米も作るし、麦、あるいは大豆なども作られたりするというのを複数作物と言っておりますが、そういった経営に着目した地域・営農類型ごとの農業経営を把握する調査体系に変更しました。

この見直しで、営農類型別の経営実態に加えて、部門別の経営実態も補完的に把握するというので、指定部門の設定を行ってきたところです。

まず、例えば、水田作経営、稲作、あるいは麦類作、豆類作というようなことを行っておりますが、稲作の収益性・生産性と転作作物である小麦、大豆の収益性・生産性との比較、あるいは部門間において労働時間や農機具の配分のあり方を明らかにして、農業経営内における各部門間の相互関係などの経営実態を把握するなど、多方面から把握・分析を行うことが可能であり、そのように使われてきたということです。

次に、2番目の論点になります。次のページになりますが、指定部門の削減及び廃止に際しての3基準に関し、具体的に説明をということです。

それから、今後公表しなくなる統計表について、利活用等との関係で支障がないのかという指摘です。

まず、現行の農畜産物生産費統計の品目の多くが、営農類型別の経営統計における指定部門と同じ、もしくは類似しております。生産費統計の調査項目と指定部門の調査項目の多くが重複しているということで、下の表があります。左側が営農類型の部門ということで、調査項目について整理しておりますが、米生産費といったことで、多くの項目が重複しているという状況です。

次に、営農類型別経営統計の組織法人経営体における指定部門につきましては、稲作(水田作経営のみ)、麦類作及び豆類作を設定しているところです。新設する組織法人経営体を対象とする農産物生産費統計(米、小麦、大豆)において継続的に把握するということとなります。

それから、野菜生産出荷安定法及び果樹農業振興特別措置法の指定品目については、その表にあるような品目が設定されており、具体的には需給・価格の安定のための各種施策が講じられておりまして、施策の評価・検証に当該部門の結果が利用されています。

関係政策担当部局との協議では、施策の評価・検証において代替するデータが存在しないなどの状況を考慮して、野菜作、果樹作、花き作においては、真に必要な部門に限定したところです。

次に、採卵養鶏経営、あるいはブロイラー養鶏経営ですが、経営全体における収支のうち、当該部門の収支が大宗を占めているということで、他の部門の経営はあまりされていないということになります。鶏を飼っている収入がほとんどということです。

そういったことで、協議の上で廃止するということで、例えば表を載せておりますが、採卵養鶏の経営につきまして、粗収益4,787万7000円と当該部門が4,669万6000円、これがおおむね97.5パーセントです。ブロイラーの同じような粗収益につきましても99.7パーセントと、ほとんど経営全体の収入が当該部門の収入ということです。

それから、他の部門設定についても利活用実績等を考慮して、今回の見直しについて削減、廃止する部門を省内関係部局と協議の上、整理しました。

かんしょ作及びばれいしょ作ということですが、生産費では原料用かんしょ、あるいは原料用ばれいしょということで、でん粉の原料となるような形で、加工用で生産費を実施しておりますが、一方で営農類型の方につきましては、生食用の部分も含まれております。

そういったことで、原料用と生食用の生産形態は全く異なり、要する費用にも違いがあること、それから、基本計画の中で10年後の農業所得の試算において、かんしょ、ばれいしょの所得を試算しており、評価に代替し得るデータが他に存在しないということで実施

したいということです。

このように関係政策部局との十分な協議を行った上で見直すということにしたものであって、統計の継続性及び利活用等に支障はないものと考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、意見、質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。どなたかありませんか。よろしいですか。

それでは、特に意見、質問等がないようです。調査事項の廃止ということですが、これはきちんと支障がないことを確認していただいた上でということですので、了承いただいたものとして。ありがとうございます。

それでは続きまして、次の項目に進ませていただきたいと思います。次の項目は、ウとエですが、これらにつきましては、相互に関係が深いと思われるので、2つまとめて審議をお願いしたいと思います。では、佐藤調査官、お願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモの12ページから16ページまで説明します。

まず、審査メモの12ページのウの組織法人経営体に係る営農類型別経営統計において他の企業統計との比較に資する調査事項の変更についてです。

これについての審査状況です。従前の調査事項は、他の企業統計の事項と比べ、定義・名称に相違が見られることから、調査結果について他の企業統計と比較できないといった状況が見られました。

このため、組織法人経営体（営農類型別統計用）の経営台帳において、他の企業統計との比較可能性の向上に資するため、以下の（ア）から（ウ）のとおり、調査事項を変更することとしているものであり、おおむね適切と考えますが、（ア）及び（イ）については正確な回答等を確保する観点から、（ウ）については、これに加え、把握目的、利活用予定、統計の継続性、報告者負担等の観点から、その妥当性等について検討する必要があります。

まず13ページの（ア）の損益計算書－事業外収入及び事業外支出についてです。

この欄から後の方の審査メモですが、枠の右上に変更事項の生じる調査票の名称を掲載しております。本変更は右上に記載してありますように、組織法人経営体（営農類型別統計用）の経営台帳といった形で記載しております。以下も同じような形で整理しております。

組織法人経営体の事業外収入及び事業外支出について一括で把握していた「事業外収支」

を、「営業外収支」及び「特別損益」に分けて把握します。

これについては2つの論点を整理しております。

1点目です。分けて把握することにより、利活用面でどのような有用性があるのか、想定している統計表を示しながら説明願いたい。

2点目です。報告者は、「事業外収支」の「その他」を「営業外収支」及び「特別損益」のそれぞれの「その他」に分割して計上することになりますが、正確に回答してもらうため、どのような措置を講ずるのか。

次に、その下の（イ）の損益計算書一科目配賦表（総括表）についてです。

組織法人経営体の損益計算書における事業費用の科目について、「生産現物関連事業費」を「上記以外の関連事業原料費」に、「給料」を「人件費」にそれぞれ名称変更するとともに、人件費の内訳区分として「役員報酬」を追加することとしております。

これについての現行と変更につきましては、先ほどの別添4ということで、46ページの左側といいますか、赤で囲んでいるところが現行と変更案についてです。

これについての論点としましては、報告者が紛れなく正確に回答してもらうために、どのような措置を講ずるのかといったことを整理しております。

恐れ入ります。審査メモの14ページにお戻りいただきまして、（ウ）の調査客体概況一事業従事者数についてです。

事業従事者数の内訳として「役員」を追加することとしております。また、農業従事者数について、主たる従事者の「平均年齢」を把握する項目を追加するとともに、従前の「常時雇用者」を「常用雇用者」に項目名を変更した上で、内数として「7か月以上雇用」を把握する項目を、さらに常用雇用者の範囲に関する注記を追加することとしております。

これにつきまして、現状の確認を含め、3つの論点を整理しております。

1点目ですが、変更後の「常用雇用者」の範囲については、統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインに合わせて、「雇用契約期間の定めがない、又は雇用契約期間が1か月以上の雇用者」としているが、現行の「常時雇用者」の定義はどのようなものか。変更後の「常用雇用者」との違いは何か。また、常用雇用者のうち「7か月以上雇用」を追加して把握する理由は何か、どのような利活用を想定しているのか。

2点目としまして、今回の調査事項の変更により、具体的にどのような利活用や統計表を想定しているか。

3点目です。報告者が紛れなく正確に回答してもらうため、どのような措置を講ずるの

か。

続きまして、審査メモ、その下の15ページのエの農業以外の一般的な貸借対照表の項目名に合わせるための項目名の変更についてです。

まず、(ア)の貸借対照表―流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表では、組織法人経営体の貸借対照表における資本(純資産)の科目名を、貸借対照表における一般的な名称に変更することについてです。これについての現行と変更案につきましては、先ほど御覧いただきました別添4の審査メモの45ページのそれぞれの左下の方で赤枠で囲んでいるところです。

次に、恐れ入ります。15ページにお戻りいただきまして、(イ)の調査客体概況―投資と資金では、期中投資額の内訳区分のうち、「建物」を「建物・構築物」に、「自動車」を「車両・運搬具」に、「農機具」を「機械・装置」にそれぞれ項目名を変更することについてです。

これらの審査状況ですが、組織法人経営体における投資状況及び資金の繰入状況に係る調査事項については、上記の(ア)及び(イ)のとおり、農業以外の一般的な貸借対照表の項目名に合わせるため変更するものであり、おおむね適当であると考えますが、正確な回答等を確保する観点から、どのような措置を講ずるのかといったことを整理しています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。では、農林水産省から回答をお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料2の21ページです。まず、「事業外収支」について、分けて把握することの有用性ということです。

「営業外収支」と「特別損益」を分離して把握することで、一般的な企業の収益性の分析に用いられている「経常利益」の算出が可能になるということで、別紙4の方も参照していただければと思いますが、その営農類型別経営統計(組織法人経営)というところで、現行と見直し後と整理しておりますが、そういった形で分離することで経常利益を計算することができる。

他省の統計も右の方に参考で、法人企業統計、あるいは中小企業実態基本調査ということで載せておりますが、同様な形で私どもも整理していきたいということです。

元に戻りますが、農業以外の産業との比較・分析を行うことが可能となるということです。

それから、次のページに移らせていただきます。2番目の論点が、「事業外収支」の「そ

の他」を「営業外収支」及び「特別損益」のそれぞれの「その他」に分割・計上することになるが、正確に回答を頂くにはどのような措置を考えているのかということです。

調査要領、調査員のマニュアル等へ分かりやすく記述し、計上誤りが生じないように指導する予定です。

調査対象経営体が作成する決算書において、営業外収支、特別収支別に整理されているものを、今は逆に合算して計上しているという状況であり、むしろ分かりやすくなると思っ

ているところです。

次のページです。「生産現物関連事業費」を「上記以外の関連事業原料費」に名称変更する、あるいは「給料」を「人件費」に変更する。それから「役員報酬」を追加するということ

ところです。

正確な回答への措置はどうするのかということです。

「上記以外の関連事業原料費」は、農業生産関連事業に使用した生産原価のうち、他の科目に該当しない農畜産物等の原材料費を計上しています。そのために設けている項目で、これまで「生産現物関連事業費」と分かりにくい名称となっていたということで、変更することにより分かりやすい名称になると考えています。

具体的には、例えば梅の農家さんが梅干しを作る、農産加工を行うといったようなときに、塩や、シソなどを購入した分が出てくるということです。

それから「役員報酬」ですが、決算書において整理されている項目から転記が可能ということで、正確な回答が得られると考えているところです。

次に、調査客体概況、あるいは事業従事者数というようなところの整理に関してです。

今回、「常用雇用者」の変更ということで、その範囲ということですが、現行の「常時雇用者」の定義はどういったものか、あるいは変更後の「常用雇用者」との違いは何か、それから、「7か月以上雇用」を追加して把握する理由は何かというような指摘です。

現行の「常時雇用者」は、組織法人の構成員以外で、あらかじめ年間7か月以上の契約で雇用した者としておりまして、「常用雇用者」に含まれることになります。

それから、「常時雇用者」につきましては、食料・農業・農村基本計画に付帯して策定した農業経営モデルにおいて、法人の労働力確保の指標として本調査結果の常時雇用者が利用されているということで、この動向を明らかにする必要があることから、7か月以上雇用として、引き続き、統計の連続性ということを含めて把握していきたいということです。

新たな区分として、1か月以上、あるいは1か月未満、日々雇用という形で、常用労働

者、臨時労働者に整理するという事です。

次のページになりますが、今回の調査事項の変更による利活用についてはどういうふう  
に想定しているのかということです。

まず、「役員」につきましては、組織法人経営体における基本的な指標として把握し、男  
女別の人数を把握することによって、女性の参画状況の比較・分析も可能と考えておりま  
す。

それから、「主たる従事者の平均年齢」ですが、農業従事者の高齢化という状況を踏ま  
え、組織法人経営体の主たる従事者の年齢構成を把握し、担い手の育成・確保に係る検討  
に資するという事です。

「常用雇用者」につきましては、他産業と農業、または農業の営農類型間における労働  
力の調達状況の違いが明らかになると思っております。

それから、「7か月以上雇用」につきましては、先ほど食料・農業・農村基本計画の例で  
挙げたところです。

それから3番目の論点で、正確な回答のためへの措置ということですが、事項につしま  
しては、職員、あるいは統計調査員が調査客体への聞き取りによって取りまとめる項目な  
ので、調査要領、調査員マニュアル等へ分かりやすく記載しして、誤りが生じないように  
したいと考えているところです。

それから次に、貸借対照表の流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表といったとこ  
ろで、貸借対照表における資本の科目名を貸借対照表における一般的な名称に変更する  
ということですが。

それで、まず正確な回答への措置ということになりますが、法人が作成する決算書類等  
から、職員又は統計調査員が整理する項目ということで、調査要領、調査員マニュアル等  
へ分かりやすく記述し、計上誤りが生じないように指導する予定です。

資本（純資産）については、貸借対照表における一般的な資本の名称に変更することか  
ら、記入の正確性が保たれると思っております。

期中投資額の区分につきましても、決算書における一般的な固定資産の名称に変更する  
ことから、記入の正確性が保たれると考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、意見、質問等ありますでしょうか。  
岸本専門委員。

○岸本専門委員 説明ありがとうございます。名称の変更の関係については、できるだけこういった変更を、是非進めていただきたいと思っております。

私から質問したいことは、24 ページの調査客体概要－事業従事者数のところです。

まず1点目は、変更案のところでは構成員と役員、今回、「役員」というのを追加すると伺いました。農地所有適格法人の要件としましては、役員に1人以上が農業従事することとされております。ここでいう役員と、その下の欄にあります農業従事者数、このところは今の関係でいくと、どう整理をしていけば良いのかというのを、1つお聞きしたいということです。

それから2点目ですが、男女共同参画、私も女性活躍推進に関する農林水産省の事業に関与させていただいているところなのですが、農業従事者、これは法人経営体で言うと、いわゆる社員、社員の中でも一般職と管理職という区分をこれまで採っているのが、一般的な企業体のあり様だと思います。もし可能であれば、そういった区分も検討していただくことが良いのではないかと思います。

内閣府が示しています指標などにも、管理職の女性割合といったようなものが示されるケースが出てまいりましたので、そういったことも是非検討いただければということです。

○川崎部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 まず役員の部分ですが、農業従事者との関連になりますが、構成員の中に役員を含んでいるという形に、この中ではなっていると思うのです。その形で農業従事者数としても、構成員のところではその部分に含まれてくるということになってきます。

それから、一般職、管理職の部分ですが、そこにつきましては、政策的なニーズもこの後見ていって、そういったところについても検討を進めていきたいと思っております。

○岸本専門委員 是非検討していただきたい点としましては、農業界の女性の就業率というのが、他産業に比べてやはり高い方向にあるということが既に分かっていますので、是非そこは農業界として強くアピールできるポイントですから、前向きに検討いただければと思っております。

以上です。

○川崎部会長 今のご意見は、今回のこの調査事項の中に入れるようにという趣旨ですか。

○岸本専門委員 はい、そうです。

○川崎部会長 可能でしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それは一般職、管理職をということですか。

○川崎部会長 一般職、管理職に分けてというのを、イメージとしては、どこをどう分けるのでしょうか。そこを少しはつきりさせておかないと。検討していただけるのかどうか、どうでしょうか。この場でお答えいただけるのかどうかもよく分かりませんが、農林水産省はいかがでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 今の段階でそこまで実際に政策部局から求められているかというのと、そういった意見がまだ出ていないところもあります。

どういうふうに見ていくかというのと、やはり今回のこの部分では、実を言うと、まだ農林業センサスがここに追いついていないところがありまして、そういった部分は特に、まずは農林業センサスが先に行くべきであろう。構造面から、労働力の部分を把握していくべきであろうと。この後、農林業センサスについて研究会が来年度実施されますので、そういった中で、法人の中の構造をどのように把握していくのかということも含めて、経営者側、雇用されている方々をどう見ていくのかも含めて、そういったことをやはり検討していく必要があると思っています。

経営調査の中でも、その検討を受けながら、是非そういった部分は次回に向けて、次回の改正がいつになるかということはありませんけど、少なくとも5年後にはやってくるのです。前回部会でも出ましたように、法人経営と個別経営の関係をどうしていくのかということも含めながら、場合によっては早い時期になるかもしれません。そういった段階に向けて、そういった部分は検討させていただきたいと思います。今回はなかなかそこまでは思っているのですが、いかがでしょうか。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○岸本専門委員 なかなか難しいところだとは思いますが。ただ、政府的にもそういった統計を求められる機会というのが、もう既に来ていることは事実だと思いますので、可能であれば検討いただければということです。

○川崎部会長 分かりました。まずはこの課題の認識をよく農林水産省でも持っていただいて、この統計でもし可能であれば引き続き検討いただき、また、もっと大きな枠組みの農林業センサスも含めて、今後の課題としていただけたらと思います。その辺り、次回でもまたお答えいただけたらと思います。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 次回改めて回答します。

○川崎部会長 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。西郷委員、お願ひします。

○西郷委員 調査票のレイアウトの問題なのですが、資料2で言うと24ページ、今説明いただいたところなのですが、ここの役員というのは構成員のうち役員という説明でしたよね。内数ということですね。他のところは内数であるということがレイアウト上分かるような形になっていると思うのですが、ここのところだけ少し他と、内数でありながらレイアウトが違っているように見えるのです。これは実査上問題が生じないかというのが質問です。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 失礼しました。先ほど少し説明が足りませんでした。構成員以外からも役員になる方がいまして、先ほどの従業者数のところの役員につきましては構成員の中に入ってくるのですが、構成員以外の方で入ってくるような役員の方については、つまり一致しない部分が出てくるということで、こういうふうに独立させているところがあります。

○川崎部会長 そうすると、ここのところは紛れのないように調査票のレイアウトを考えていただくなり、あるいは調査票の説明をしっかりと行っていただくということが必要なようですね。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。そこに関連しまして、注意事項等も含めながら、少し整理します。

○川崎部会長 そうですね。よろしくお願ひします。

他にはいかがでしょうか。どうぞ、納口専門委員。

○納口専門委員 ありがとうございます。農林業センサスでも同様の疑問を抱いたことがあるのですが、研修生をどうするのかというところがあります。日本人研修生、それから、外国人研修生、技能実習生ですね。実は、日本の農業はかなり外国人の技能実習生で担われているという実態がありますが、その点はこの表のどこに該当するのか、教えていただければ幸いです。よろしくお願ひします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 少し時間いただけますでしょうか。今、農林業センサスの定義を少し確認しています。

○川崎部会長 調べるための時間がかかるようでしたら、次回にでもお答えいただけますでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい、分かりました。

○川崎部会長 それでは、少し時間がかかるかもしれませんが、他に質問、意見等がありましたら。どうぞ、小針専門委員。

○小針専門委員 説明ありがとうございます。2番です。先ほどの営業外収支と特別損益を分けるということに関しましては、損益計算書のところで、これ自体は分かりやすいものだということで、それはそれで良いと思います。しかし、全体のレイアウトとしまして、一般的な決算書と平仄を合わせるという点で言うと、制度受取金とか積立金等というものは、普通の損益計算書の場合には、それ自体も営業外収益に通常計上されて、作物の収入とその費用という形で、営業収支の方に置くのが一般的だと思うのです。後ろにずらせるのであれば、主な支出の後に、この営業外収支と特別損益を最後に置いた方が決算書的な流れとしては自然かなという感じが少しするので。

実際の調査票で言うと、別添3-1のところに損益計算書があります。その実際のものの順番で言うと、農業収入なり農業に係る受託収入のところから入って行って、関連収支があって、制度があって、その後になっています。

○川崎部会長 すみません。何ページになりますか。

○小針専門委員 別添3-1です。

○川崎部会長 そちらの資料ですか。ページ番号はどうなっていますか。

○小針専門委員 109ページ。

○川崎部会長 109ページ。

○小針専門委員 すみません。

○川崎部会長 諮問資料の109ページと通し番号が振ってあるものです。よろしくお願ひします。

○小針専門委員 こちらの方を分かりやすく変えるということでしたら、順番的にはこの営業外収支と特別損益が一番後ろといたしますか、収支の後に来る方が、流れとしてはすっきりするのかなということで、少しその辺りの実際の順番のところを併せて考慮していただければ。調査票のレイアウト上、あまり大きく変えると大変というところもあったりして、そこは技術的なところもあるかと思うのですが、実際に記入する側にとっては、実際の損益計算書の流れに即している方が記入しやすいかなと思いますので、検討いただければと思います。

○川崎部会長 それでは、この件は少しレイアウトをどうするかということで、記入のしやすさという観点から、紛れないようにということだったと思いますので、少し検討いた

だいて、次回ないしは最終回までにはお答えいただけたらと思います。また、意見もよく確認していただけたらと思います。気を付けて見た方が良くかと。

もしも今の時点で意見がありましたらお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 先ほどの納口専門委員の指摘です。農林業センサスにおいても、常雇と臨時雇に分けておりますが、そこにつきましても、常雇の場合、年間7カ月以上の契約で雇っている外国人技能実習生も含めるという形になっております。それから臨時雇につきましても、研修生を含むというような形になっております。やはりそれぞれの契約の期間の問題を整理しております。

私どもも経営調査、農林業センサスも同じ定義を採っていくという考え方を基本的に持っていますので、同じような整理をしていくと。今回新しい整理をしていく中でも、この場合、いずれにしても研修生は含むという形としておりますので、そういった形で整理していきたいと思っております。

○納口専門委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは他に何かありますでしょうか。

特にないようでしたら、ここの項目につきましては、いろいろ意見もいただきました。特に調査票のレイアウト等、また、少し概念を明確化するという事で意見がありましたので、この点は持ち帰っていただいて、また次回、報告いただけたらと思います。

それ以外、おおむねこの変更自体については大きな意見はなかったかと思っておりますので、変更を踏まえまして、次回、最終的には了承いただけたらと思います。

それでは、大分時間も過ぎてまいりましたが、どうでしょうか。もう一つの論点について審議してよろしいでしょうか。大変恐縮ですが、できるだけ最後の部会審議を短くできたらとも思っておりますので、もう一つだけ。この後、調査客体の概況等についての変更がありまして、オ、カ、キ、クという項目があります。これらについて、説明をお願いしたいと思っております。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモの16ページから20ページにかけて説明します。

最初に、16ページのオの調査客体概況－構成員の状況等についてです。

組織法人経営体の構成員の状況等につきまして、出資者数の男女別内訳を削除するとともに、出身世帯の内訳を農家世帯と非農家世帯に集約化することについてです。

これについての審査状況です。本調査事項のうち、出資者数の男女別内訳については、構成員の構造的変化を捉えるため把握しているものです。

しかしながら、今回調査では、農林業センサスにおいて把握している男女別経営者数の結果により代替可能であるとして削除することとしております。

また、農家世帯出身の構成員につきましては、主業、準主業及び副業的農家といった区分の内訳と、他の調査事項をクロス集計するために把握しておりましたが、今回調査では、統計ニーズが低下しているとして区分せずに把握することとしております。

これらにつきましては、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当であると考えますが、統計の継続性や利活用等の観点から、当該調査項目の削除の妥当性等について検討する必要がありますと考えておまして、現状の確認を含め、4つの論点を整理しています。

1点目です。農林業センサスでは、男女別経営者数をどのような調査事項から把握しているのか。また、農林業センサス及び本調査の結果から得られた男女別経営者数の推移はどうか。両調査の男女別経営者数に係る結果を比較して、どのように評価しているのか。

2点目です。出資者数の男女別内訳に係る調査結果により、どのような分析を行い、どのように活用しているのか。

3点目です。農林業センサスは5年周期であり、また、男女別経営者数と本調査事項の出資者数は同一でない場合も考えられる中で、代替が可能と考える理由は何か。

4点目です。主業、準主業及び副業的農家に係る結果をどのように活用していたのか。また、統計ニーズが低下したとしているが、その背景・理由は何か。また、削除することによる支障はないのか。

次に、17 ページ、カの調査客体概況－経営耕地面積等についてです。「耕地以外の土地」を把握する事項を追加することについてです。

これについての審査状況です。本調査事項は、組織法人経営体に係る全体の経営状況を把握するため、「耕地以外の土地」についても自作地・借入地別に面積等を把握することとしています。

これについては、組織法人経営体に係る土地の所有・借入状況の全体を把握するものであり、また、経営状況のよりの確かな分析に資するものであることから、おおむね適当であると考えますが、利活用や把握可能性の観点から、変更内容が妥当か検討する必要がありますと考えており、現状の確認を含め、3つの論点を整理しています。

1点目です。具体的にどのような分析や利活用をしているのか。

2点目です。「耕地以外の土地」の追加により、分析や利用面でどのようなメリットを想定しているのか。

3点目です。報告者が正確に回答してもらうため、どのような措置を講ずるのかです。

次に、審査メモの18ページ、キの世帯員について、「家計費推計者区分」欄の名称を「扶養区分」欄に変更することについてです。

これについての審査状況です。「家計費推計者区分」欄は個別経営体の「推計家計費」を算定する上で必要な情報を得るため設けているものです。しかしながら、「推計家計費」に対する統計ニーズが低下しているとして、これに係る表章を取り止めることとし、これに伴い、同欄の名称を「扶養区分」に変更するものです。

これについては、調査項目の名称を変更するものであり、報告内容に変更はないことなどから、おおむね適当であると考えますが、「推計家計費」の表章を取りやめることの妥当性等について、利活用等の観点から検討する必要があると考えており、現状確認を含め、2つの論点を整理しています。

1点目です。「推計家計費」は、どのような目的・利活用のため把握・表章してきたのか。「家計費推計者区分」欄で把握した情報をどのような考え方により活用し、「推計家計費」を算定し、どのような統計表を作成しているのか。また、直近の「推計家計費」について、具体の数値を踏まえて、算出の考え方について説明願いたい。

2点目です。「推計家計費」については、どのような統計表を作成しているのか。また、統計ニーズが低下している背景や理由等は何か。なお、「推計家計費」の算定・表章の取り止めに伴い、調査項目自体を削減する余地はないのか。

次に、審査メモの19ページのクの調査客体概況―営農類型別統計関連項目についてです。

農作業受託に係る作物の種類等及び面積を把握する調査事項の削除とともに、これに対応する注記を削除する一方、引き続き調査事項とする生産調整田面積については注記を追加することについてです。

これについての審査状況です。農作業受託に係る作物の種類等及び面積については、個別経営体における部門別（品目別）の農機具等の負担割合（使用割合）並びに農作業受託労働時間及び受託収入が部門別に適切に記載されているか確認するために把握しているものです。

しかしながら、今回調査から、水田作経営等の営農類型については部門別収支の把握を取り止めることから、削除するものです。一方、生産調整田面積については、引き続き調

査事項としています。

これらについては、報告者負担の軽減や生産調整田面積の正確な把握に資することから、おおむね適当であると考えますが、利活用等の観点から、調査事項の削除等の妥当性等について検討する必要があると考えており、現状の確認を含め、2つの論点を整理しております。

1点目です。農作業受託について、個別経営体に係る営農類型別経営統計における部門別の把握に当たり、どのように利活用されていたのか。削除による利活用等の面での支障はないのか。

2点目です。生産調整田面積について、新たに「記入注意」を追記することはどのような理由によるものか。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省からお願いします。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 まず、構成員の状況等という部分です。資料2の29ページからです。

農林業センサスの経営者数の把握はどうなっているのかということ、それから、両調査の結果から得られた男女別経営者数の推移はどうかということことです。

農林業センサスにつきましては、経営の責任者・役員・構成員のうち、過去1年間に農業経営に従事した者を男女別・従事日数階層別に把握しています。次のページの一番上のところにあるのが調査票の内容です。

その下の表ですが、これは農林業センサスと農業経営統計調査結果による経営者の男女別、あるいはその出資者数の男女別ということで整理しています。

両調査の結果を比較すると、本調査の出資者数が上回っていますが、これは出資のみを行い、農業経営には従事していない者が含まれていることによるものです。両調査ともほとんど変動がないというようなところで推移しているところです。

それから、次のページになりますが、男女別の廃止に当たりということで、出資者数の男女別内訳に係る調査結果の活用はどうかということことです。

組織法人経営体の経営概況の一端として、出資者の男女比等の状況を把握することを目的として整理してきましたが、①男女比等を用いた分析や組み替え集計の実績がないということ、②組織法人経営体の経営実態を把握する上で、出資者の男女別人数については重要度が低いと考えられることから、出資者数のみの把握に見直すとしたところです。

次に3番目の論点です。農林業センサスは5年周期で、男女別経営者数と本調査事項の出資者数は同一でない場合も考えられる中で、代替が可能と考える理由はということです。

農林業センサスは出資のみを行った者が含まれていないという違いがあります。本調査において、出資者数は引き続き把握すること、それから本調査のこれまでの結果から、年次別の男女別人数に大きな変動がなく、5年周期の結果で十分であると考えことから、代替が可能と判断したところです。

それから次に4番目の論点です。出身世帯の主業、準主業、副業的農家別の活用という部分です。

組織法人経営体の構成要素の一端として把握・表章してきましたが、行政的な利活用や、主業、準主業、副業的農家の構成員数を用いた分析は見られなかったということです。省内関係部局へ照会を行ったところ、継続を要望する意見等はなかったということです。

次に、経営耕地面積等の部分です。「耕地以外の土地」を把握するという部分です。本調査事項の利活用はどうかということですが。

組織法人経営体の経営耕地面積規模の指標ということで、借入地の多寡、借入地は組織内で借り入れているものか、組織外から借り入れているものかなど、経営耕地の調達状況を分析する際に活用しているということです。

「耕地以外の土地」の追加によるメリットはどうかということですが。

耕地以外の土地には、組織法人経営体が使用する事務所、農機具倉庫、畜舎等の施設に利用している土地が該当します。

施設の面積については、経営台帳において把握して、利用に供している土地の面積については把握していませんでした。

今回の見直しで、その土地を把握することによって、施設等の土地の調達状況（所有・借入別）が明らかとなって、生産原価における地代との関連や、経営規模の違いによる土地の調達状況の分析等に活用できると考えています。

それから、正確な回答への措置ということですが。

法人が作成する決算書類等から職員又は統計調査員が整理する項目ということで、調査要領、調査員マニュアル等へ分かりやすく記述するということが必要です。

それから、経営体が所有する土地台帳等から、耕地以外の土地の面積を転記するものであることから、記入の正確性は保たれると考えているところです。

次に、34 ページになりますが、「家計費推計者区分」欄の名称を「扶養区分」に変更す

るという部分です。

まず、1点目の論点は、「推計家計費」についての利活用はどうだったのかということ、それから、その算定についてということです。

推計家計費については、経営体における投資等の資金源となる農家経済余剰を推計することを目的として把握し、報告書での公表を行ってきております。可処分所得から推計家計費を引いて農家経済余剰という形を採っております。

次のページに行きますが、平成16年の調査の見直しにおいて、調査事項としていた家計費について、勤労者世帯と農家世帯の差が見られなくなってきたことを背景に、非常に調査対象経営体の記帳負担が大きかったということもありまして、家計費項目について調査の取り止めをしました。代替として、総務省の家計調査を基に推計する方法を導入したということです。

推計家計費の算出に際しましては、関与者と関与者が扶養する家族ということで、同じ農業経営体の中でも、農業に全く関わっていない方というのがいます。そういった方は関与者としては入れていないということです。例えば、勤めていて、全く農業にも関連していないという方です。

それで、関与者とその関与者が扶養する家族を家計費推計対象世帯員という形で取りまします。それを、先ほどの項目の部分で○を付けることによって把握するという形になります。この人数と家計調査の県庁所在地における1人当たりの年平均の消費支出を用いて、各経営体の推計家計費を算出しているということです。

次に、次のページの2番目の論点になりますが、「推計家計費」についての統計表を作成しているのか、あるいは、ニーズが低下している背景や理由は何か。本調査項目自体を削除する余地はないのかという指摘です。

他の項目と同じように、全国平均、規模別、都府県平均及び規模別、大地域別平均等の区分にて加重して集計し、「推計家計費」として公表しており、下の方に表を載せています。表側の一番下の部分になりますが、参考として推計家計費を載せています。

今後も本調査項目を調査するのは、必要に応じて推計家計費及び農家経済余剰の試算を可能にすることと、経営を担う者の扶養世帯員数等の経営体概況の把握及び分析等へ対応するためです。

次に、37ページになりますが、農作業受託に係る作物の種類等及び面積を把握する調査事項を削除するということです。これに対応する注記も削除するということです。

農作業受託についてはどのように利用されていたのか、削除によって支障はないのかという指摘です。

現金出納帳に記入した受託収入の整合性を検討する際に利用することに加えて、調査対象経営体からの聞き取りなどによって把握した農機具等の部門別の負担割合及び農作業の受託労働時間の整合性を検討する際に利用しているということです。

受託の対象作物、作業名、面積が分かることによって、農機具の部門別の負担割合ですとか、農作業の受託の労働時間ですとか、あるいは、次のページに行きますが、受託収入の内訳について、そのデータを利用しながら検証できるということです。

本調査項目は、水稲、小麦、大豆における農作業受託の作業名及び作業面積を計上する欄ということで、これらの品目については、今回の見直しにおいて指定部門から廃止するということです。そういったことで、部門配賦の必要がなくなり、上記のような確認・補完も不要になると考えております。

これらの指定部門の廃止についても、省内関係部局と十分な協議を行った上でのことでありまして、大きな支障はないと考えているところです。

それから、生産調整田面積につきましては、「記入注意」を追記するということがありますが、調査員調査を導入して、経営台帳、調査票を統計調査員や調査対象経営体が記帳することになったことに加えて、当該項目は職員においても申請等の紙面上の面積であるのか、実面積であるのか少し迷う項目であったこともあり、要領記載の考え方を丁寧に明記することにしたということです。

○川崎部会長 詳しく説明いただき、ありがとうございます。随分時間を超過してしましまして申し訳ありませんが、もう少々お付き合いいただいでよろしいでしょうか。大変すみません。

では、これにつきまして、4つの項目まとめてということですが、質問、意見等がありましたらお願いしたいと思います。いろいろ盛りだくさんで大変恐縮です。

検討いただいている間に、少し私から一言だけお願いを申し上げておきますが、29ページのオの変更案のところで、調査票の枠に出身世帯という言葉が出てくるのですが、説明を聞いていて、出身世帯というものは、農家出身か、非農家出身かという意味で認識していたのですが、よく聞いてみたら、どなたが出資されているのか、農家が出資されているのか、それとも非農家が出資されているのかという趣旨の調査事項のようですので、出身世帯というよりも出資元の世帯は何か、そういう表記にさせていただくことを検討していた

だけたらと思います。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 どう表記するのか、少し検討します。

○川崎部会長 よろしく申し上げます。

他にはいかがでしょうか。組織法人経営体関係の経営台帳ということではありますが、何か意見等ありますでしょうか。どうぞ。

○小針専門委員 1点だけすみません。37ページの「記入注意」のところですが、生産調整の配分として通知されている面積ではなく、実際作付する面積を記入するという趣旨は承知しているのですが、今後配分の仕方なりをどうするのかということが検討されている中で、主食用米以外を作付した面積を記入してほしいということであれば、それを直接記載した方がよいのではないのでしょうか。配分がこれからどうなるのかというのが政策上分からない中で、割当てのない地域のようなものがもしかしたら想定されるということも含めて、おそらく今回の調査期間は、生産調整の見直し時期をまたぐことになると思うので、少しそこを配慮した文言にした方が良いかなと思います。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 指摘はよく分かりましたので、少し検討します。

○川崎部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ、河井委員。

○河井委員 1つだけですが、32ページの経営耕地面積等のところで、新たに「耕地以外の土地」が追加されているのですが、これの意図としては33ページのところに、事務所とか、農機具倉庫とか、畜舎等の施設と記載してありますが、畜舎とかを考えると、これは酪農というか、そういった活動に使われるものですし、しかも面積も広がってしまいますので、あとはこれ以外にも、例えば、商業施設みたいなものを同時に経営しているということになると、倉庫が使われたりとか、これ以外のところにいろんなものが含まれてしまいますので、もう少し整理するというか、機能的に使う可能性がないのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 指摘は、もう少し分類するということでしょうか。

○河井委員 そうですね。これだと粗過ぎるといいますか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 今回の調査においても、畜

舎とか倉庫とかの面積は、資産の概況という形で把握しているところです。それ以外、いわゆる6次産業化に関連するような施設といったものですが、まだまだそういった取組事例はそんなに多く出現していないと理解していきまして、またこれがもっと広がれば、そういったところも検討に値するかと思います。

○川崎部会長 すみません。固定資産の状況というものは調査事項の他のところにありましたか。そちらの方で取れるから、およそのことが分かれば良い、必ずしも取組事例が多くないからというのが今の状況であるということでしょうか。今後この辺りが変わってくれば、また見直していくことも必要ということでしょうか。

よろしいですか、河井委員、そういうことで。

○河井委員 はい。

○川崎部会長 他にはいかがでしょうか。

それでは、ひとまず意見をいろいろいただいておりますが、もしまだあるようでしたら、次回の部会の冒頭にでも少し戻って審議いただくことは可能かと思いますので、今日幾つかの課題について検討していただくようお願いしておりますので、その辺りも次回お答えいただいた上で、最終的にこれで了承ということを確認させていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日は大変駆け足になった上に、しかも30分ぐらい延長してしまって大変申し訳ありません。お忙しい方もおられると思いますが恐縮です。

そういうことで、ここまで審議したところでは、了承をいただいた項目も多くありましたが、幾つかの項目について宿題がありました。それについてはその項目ごとに既に述べておりますのでここでは振り返りませんが、次回、農林水産省からお答えいただき、その後、残りの論点について審議を進めさせていただけたらと思っております。

では、以上で今日の審議については終わりとなりますが、この後の予定につきまして、事務局から連絡をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は6月20日、月曜日の16時から、本日と同じこちらの会議室で開催します。

今回は、本日の審議の中で調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項の他、前回の部会審議におきまして牛乳乳製品統計調査に関して整理、確認等が求められた事項、更に農業経営統計調査に関する残りの論点について審議いただく予定です。

また、本日の冒頭でも説明しましたが、集計事項の案についての意見、質問、その他、

次回の部会において審議に必要な資料等がありましたら、準備の都合がありますので、今週、6月3日、金曜日までに、メール等により、統計審査官室まで連絡ください。

それから、前回部会及び本日お配りした資料につきましては、次回以降も審議資料として使用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員及び専門委員におかれましては、前回部会時と同様、資料を席上に残したまま退室いただいても結構です。事務局で保管の上、次回部会の席上に用意します。

事務局からの連絡は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。なかなか大きな調査でもありますので、非常に審議にも時間がかかって大変申し訳ありません。今、事務局から話もありましたように、特に集計事項の意見については、6月3日、今週の終わりまでに連絡いただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは大変遅くなって申し訳ありませんが、審議に協力いただきましてありがとうございました。本日の審議を終わらせていただきます。また次回もよろしく申し上げます。ありがとうございました。